

学校旅行総合保険

学校教育活動の一環として行う国内の修学旅行用



☆旅行中に児童、生徒等に生じた傷害・賠償損害及び、救済者費用について保険金をお支払いします。【旅行参加者条項】

☆旅行中に児童、生徒等が事故を被ったことにより、学校側が負担する緊急対応費用・賠償損害及び、弔慰金について保険金をお支払します。【学校条項】

【旅行参加者条項】

対 象 旅 行	学年単位以上で実施される旅行
補 償 対 象 者	旅行参加者
補 償 期 間	自宅を出てから自宅に戻るまで
加 入 単 位	参加者全員（※添乗員は除きます。）
支払われる保険金	①傷害・②賠償責任・③救済者費用

（ご契約タイプ表）

ご契約タイプ		K	L	M
保 險 金 額	死亡・後遺障害	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	入 院 特 別	入院期間6ヶ月以上		
		入院期間3ヶ月以上6ヶ月未満		
		入院期間1週間以上1ヶ月未満		
入院期間1週間未満				
額 保 険 料	個人賠償責任	5,000万円（自己負担額0円）		
	救 援 者 費 用	100万円	50万円	30万円
(1名当り)	日帰り	510円	345円	200円
	1泊2日	551円	372円	216円
	2泊3日	592円	399円	231円
	3泊4日	633円	428円	248円
	4泊5日	675円	456円	264円
	5泊6日	716円	483円	279円
	6泊7日	756円	511円	295円

【学校条項】

対 象 旅 行	学年単位以上で実施される旅行
補 償 対 象 者	学校
補 償 期 間	自宅を出てから自宅に戻るまで
加 入 単 位	参加者全員（※添乗員は除きます。）
支払われる保険金	①学校緊急対応費用・②賠償責任・③弔慰費用

（ご契約タイプ表）

ご契約タイプ		W	X	Y
保 險 金 額	学校緊急対応費用	100万円	50万円	30万円
	賠償責任 (自己負担額1万円)	(対人) 1名につき5,000万円/1事故につき10億円		
		(対物) 1事故につき5,000万円		
(1名当り)	弔 慰 費 用	50万円	30万円	20万円
	日帰り	91円	53円	36円
	1泊2日	97円	56円	39円
	2泊3日	103円	58円	40円
	3泊4日	108円	62円	44円
	4泊5日	114円	66円	46円
	5泊6日	120円	68円	47円
6泊7日	125円	72円	50円	

※ 国内学校旅行に参加する生徒、引率する先生、付添い家族全員を対象として、学校で一括してご加入できます。

※ 旅行参加者ごとの保険金額は、全員同一額にてご加入してください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷	死亡保険金 国内旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	□たとえば、次のような原因により生じたケガに対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、旅行参加者、保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺行為、犯罪行為 ③無資格運転、酒酔運転 ④脳疾患、急病、心神喪失 ⑤戦争、内乱、暴動(※) ⑥放射能照射、放射能汚染 ⑦地震、噴火、津波(国内旅行の場合に限り)。 ただし、②～④については、その旅行参加者の被ったケガに限り、 □次のケガに対しては、保険金をお支払いできません。 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的診断書がないものなど
	後遺障害保険金 国内旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払総額は、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。ただし、後遺障害保険金を追加してお支払いする場合はこの限りではありません。	
	〈追加支払〉 既に後遺障害保険金をお支払いし、かつ、事故発生日からその日を含めて180日を経過した時点でその旅行参加者が生存している場合	既にお支払いした後遺障害保険金の50%の額の保険金を追加してお支払いします。	
害	入院特別保険金 国内旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、医師の指示に基づき入院した場合。ただし、自宅療養でも次の状態にあるときは、入院と同様の取り扱いをします。 ●両耳が全く聞こえない ●咀嚼が全くできない ●言葉が全く聞けない など	入院期間の区分に応じて、下記の金額をお支払いします。 ①入院期間3か月以上の上のとき 10万円 ②入院期間3か月以上6か月未満のとき 5万円 ③入院期間1週間以上3か月未満のとき 3万円 ④入院期間1週間未満のとき 1万円	
	個人賠償責任金 国内旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人のもの(レンタル業者より賃借した旅行用品も含みます。)を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 (注1)ご契約時に免責金額を定めた場合は、1回の事故ごとに、免責金額を自己負担していただきます。 (注2)賠償金額の決定の際には、事前に弊社の承認が必要となります。	たとえば、次のような原因により生じた賠償責任に対しては、保険金をお支払いできません。 ①上記賠償金の保険金をお支払いできない主な場合□の⑤、⑥、⑦と同じ ②保険契約者または旅行参加者の故意 ③旅行参加者の職務遂行 ④航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用、管理
救	費用者特金 国内旅行中に、 ①事故によって生死が確認できない場合 ②事故によって緊急な捜索、救助活動が必要となったことが警察などにより確認された場合 ③ケガ、病気のため旅行中に死亡された場合、または医師の治療を受け、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合	保険契約者、旅行参加者およびその法定相続人が支出した次の費用を救済費用等保険金額の範囲内でお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地臨時地急費用(救護者2名分まで。ただし、教職員などの学校関係者を除きます。) ③現地までの1往復分の交通費 ④現地および現地までの行程における宿泊施設の客室料(1名につき14日分まで) ⑤遺失手続費 ただし、旅行参加者の生死判明後または捜索、救済活動終了後に現地へ赴くための①～④の費用は除きます。 ⑥国内連絡場所訪問費用(訪問者2名分まで。ただし、教職員などの学校関係者を除きます。) 上記⑤、⑥に準じた費用が支払われます。 ⑦現地からの移送費用 ⑧棺桶費用(旅行参加者が予定された交通機関を使用できず、往復へ帰るために支払った追加運賃をいいます。) ⑨諸雑費(救護者の現地での交通費、電話料等通信費、遺体処理費などで、旅行参加者1名につき、合計で国内旅行の場合は3万円を限度とします。)	たとえば、次のような原因により生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。 上記賠償金の保険金をお支払いできません。①と同じ。ただし、□の②、③、④については、その旅行参加者にかかわる費用に限り、 ⑤頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的診断書がないものなど

学校のための保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
学校緊急対応費用保険金	国内旅行中に旅行参加者が ①事故によって生死の確認ができない場合 ②事故によって緊急な捜索、救助活動が必要となったことが警察などにより確認された場合 ③ケガ、病気のため旅行中に死亡された場合、または医師の治療を受け、その後の予定していた旅行が全く不可能となった場合	学校(被保険者)が負担した次の費用をお支払いします。ただし、ご契約時に定めた被災者1名あたりの学校緊急対応費用保険金を限度とします。 ①捜索救助費用 ②教職員・親族等派遣費用 ③現地までの1往復分の交通費 ④現地および現地までの行程における宿泊施設の客室料 ⑤遺失手続費 ただし、被災者の生死判明後または捜索、救済活動終了後に現地へ赴くための①～④の費用は除きます。 ⑥対応場所上費用 ⑦現地からの被災者移送費用 ⑧葬儀費用(学校が営んだ場合に限り)。 ⑨諸雑費(教職員・親族などの現地での交通費、電話料等通信費、遺体処理費などで、国内旅行の場合は3万円に被災者数を乗じた額を限度とします。)	□たとえば、次のような原因により生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ②被災者の故意または重大な過失 ③被災者のけんか、自殺行為、犯罪行為 ④被災者の無資格運転、酒酔運転 ⑤戦争、内乱、暴動(※) ⑥放射能照射、放射能汚染 ⑦地震、噴火、津波(国内旅行の場合に限り)。 ただし、②～④については、その被災者に関する費用に限り、 □次の事由が原因のものに対しては、保険金をお支払いできません。 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的診断書がないものなど
	賠償責任保険金 国内旅行中の教職員の不注意による事故に起因して、児童・生徒もしくは第三者の身体に損害を与えまたは財物に損害を与えたことにより、学校が法律上の賠償金を負担した場合	学校(被保険者)が負担した損害賠償金などをお支払いします。ただし、対人事故の場合は1名・1事故あたり、対物事故の場合は1事故あたりについて、ご契約時に定めた賠償責任保険金額を限度とします。 (注)対人事故、対物事故とも、1回の事故ごとにご契約時に定めた免責金額を自己負担していただきます。	たとえば、次のような原因により賠償金を支払った場合には、保険金をお支払いできません。 ①上記、学校緊急対応費用の保険金をお支払いできない主な場合□の①～⑦と同じ。ただし、□の②～④については、その被災者に支払われる賠償費用に限り、 ②歯科疾病 ③妊娠、出産、産産に起因する疾病
弔慰費用保険金 ①旅行参加者の国内旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日から180日以内に死亡された場合または旅行中に病状により死亡された場合 ②旅行参加者が国内旅行の開始から旅行終了後48時間を経過するまでの間に発病し、かつ、医師の治療を受け、旅行終了後30日以内に死亡した場合(旅行終了後に発病した病状については、原因が旅行中に発生したものに限り)。 ③旅行参加者が国内旅行中に感染した特定の伝染病によって、旅行終了後30日以内に死亡された場合(「特定の伝染病」とは、コレラ、ペスト、天然痘、腎臓チフス、ラッサ熱、マラリア、脳脊髄炎、急性毒性脳器症候群、エボラ出血熱、クリミア-コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(かつこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓慢性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニロウイルス感染症、赤痢、タンニク性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症のことをいいます。)	学校(被保険者)が支払った弔慰金をお支払いします。ただし、被災者1名について、ご契約時に定めた弔慰費用保険金額を限度とします。	たとえば、次のような原因により弔慰金を支払った場合には、保険金をお支払いできません。 ①上記、学校緊急対応費用の保険金をお支払いできない主な場合□の①～⑦と同じ。ただし、□の②～④については、その被災者に支払われる弔慰費用に限り、 ②歯科疾病 ③妊娠、出産、産産に起因する疾病	

※ご注意

- 「被災者」とは、事故にあたり、病状になった旅行参加者のことをいいます。
- 「旅行中」とは、保険期間中で、かつ、旅行参加者が旅行の目的をもって往路を出発してから往路に帰着するまでの旅行行程中のことをいいます。
- 旅行参加者が保険期間の末日の午後12時までに往路に到着を予定されていたにもかかわらず、交通機関の遅延、ケガや病気に対する医師の治療などのために帰着が遅延した場合には、保険責任の時期は自動的に3日間を限度として延長されます。
- 旅行参加者保険・学校保険における「ケガ」には、有傷または有傷物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
- 次の運動を行っている間の事故については、所定の別途保険料をお支払いいただけない場合、学校緊急対応費用保険金のお支払い額が削減されます。(山岳登山(国内)、リュージュ、ポンスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー、パラグライダー、その他これらに類する危険な運動) ※「山岳登山」とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミング)を含みます。)をいいます。
- (※)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為によるケガ・損害賠償責任などは除きます。

(取扱代理店)

株式会社 湯 旅

埼玉県川越市新富町1-17-6 TEL049-224-1251

(引受保険会社)

朝日火災海上保険株式会社・さいたま支店営業課

埼玉県さいたま市大宮区宮町1-38-1 TEL048-644-7744